一般社団法人神奈川県保育会定款

第１章　総　則

（名　称）

第　１　条　当法人は、一般社団法人神奈川県保育会と称する。

（主たる事務所）

第　２　条　当法人は、主たる事務所を横浜市中区山下町１番地に置く。

（目　的）

第　３　条　当法人は、神奈川県における保育の向上ならびにこれに従事する職員の資質と量の向上を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

１．保育にかかわる調査研究に関する事業

２．保育技術の向上と地域における次世代育成にかかわる事業

３．保育所機能と役割を向上発展させるに必要な研修・相談事業

４．保育従事者の地位向上と保育所運営の健全化に必要な事業

５．その他保育所の社会的責任を果たすに必要な事業

６．前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

（公告の方法）

第　４　条　当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第２章　会　員

（種別）

第　５　条　当法人の会員は、次の４種とし、正会員をもって一般社団法人及び財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の会員とする。

１．　正会員

（１）法人設立時において神奈川県保育会の会員である保育所及び認定こども園、小規模保育園

（２）神奈川県知事、県内中核市市長の認可した、公益を目的とする法人運営の保育所及び認定こども園、小規模保育園

２．　準会員

３．　名誉会員

４．　賛助会員

（入会）

第　６　条　この法人の会員になろうとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事長の承認を得るものとする。

２　　理事長は、この申込みがあった場合に、これを承認するときは、理事会の同意を得なければならない。

（経費の負担）

第 7 条　会員は、当法人の目的を達成するため、会費及び必要な経費を支払うものとする。

2　　前項の会費及び必要な経費については、別に定める。

3　　準会員は、別に定められた団体負担金を納入するものとする。

4　　退会し、または除名された会員が既に納入した会費は、これを返還しない。

（会員の資格喪失）

第 8 条　会員は次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

1．退会したとき。

2．解散したとき。

3．会費を２年以上滞納し、支払いに応じないとき。

4．除名されたとき。

（退会）

第 9 条　当法人を退会しようとする会員は、退会届を理事長に提出しなければならない。

（除名）

第 10 条　当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、一般法人法第 49 条第２項に定める特別決議によりその会員を除名することができる。

2　　前項の規定により除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、総会において弁明の機会を与えなければならない。

（会員名簿）

第 11 条　当法人は、会員の氏名又は名称及びその他必要事項を記載した会員名簿を作成する。

第３章　総会

（種 類）

第 12 条　当法人の最高の意思決定機関として総会を置く。総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度の終了後３ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

（招 集）

第 13 条　当法人の総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により理事長が招集する。

2　　理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事がこれにあたる。

3　　総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、１週間前までに会員に通知しなければならない。

（議決権）

第 14 条　総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

２　　準会員の代表は、総会に出席し意見を述べることができる。その意見は尊重されるものとする。

（決議の方法）

第 15 条　総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

（議 長）

第 16 条　総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、第13条第2項の規定を準用する。

（議 事 録）

第 17 条　総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第４章　役　員

（役員の設置等）

第 18 条　当法人に、次の役員を置く。

１．理事　３名以上１５名以内

２．監事　２名

２　　理事のうち、１名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。また、理事のうちから副理事長若干名を置くことができる。

（選任）

第 19 条　理事長及び理事並びに監事は、総会の決議によって選任する。

２　　前項の選任手続きについては、別に定める。

（代表理事の職務権限）

第 20 条　理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

２　　副理事長は理事長を補佐する。

３　　理事長は、毎事業年度毎に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務権限）

第 21 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　　監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（任期）

第 22 条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関す

る定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4　役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

（解任）

第 23 条　役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（報酬）

第 24 条　役員の報酬は無報酬とする。

（取引の制限）

第 25 条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

１．自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

２．自己又は第三者のためにする当法人との取引

３．当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

（責任の一部免除）

第 26 条　当法人は、役員の一般法人法第１１１条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第５章 理事会

（構成）

第 27 条　当法人に理事会を置く。

2　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 28 条　理事会は、次の職務を行う。

１．当法人の業務執行計画の策定

２．理事の職務の執行の監督

３．総会提出議事案件のとりまとめ

（招集）

第 29 条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、第13条第2項の規定を準用する。

（決議）

第 30 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、一般法人法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 31 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2　出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第６章　企画運営委員会及び専門部等

（企画運営委員会）

第 32 条　当法人の企画調整及び運営を円滑に遂行するため、地区代表委員及び保育士会代表等による企画運営委員会を置く。

2　企画運営委員会は、原則として毎月開催するものとし、理事長が招集して、その議長となる。

3　企画運営委員会に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

（専門部及び委員会）

第 33 条　当法人の事業を円滑に遂行するため、専門部及び委員会を置く。

2　専門部及び委員会に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

3　神奈川県保育士会を保育士部会と呼び、これを置く。

第７章　顧問

（顧問）

第 34 条　当法人に、顧問を置くことができる。

2　顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3　顧問は、重要な会務について、理事長の諮問に応える。

第８章　事務局

（事務局）

第 35 条　当法人の事務を処理するため事務局を置く。

2　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第９章　計　算

（事業年度）

第 36 条　当法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの年１期とする。

（事業計画及び収支予算）

第 37 条　当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、理事会の決議を経て理事長が作成し、企画運営委員会の同意を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

（事業報告及び決算）

第 38 条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事会の決議を経て理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第１号、第３号及び第４号の書類については、企画運営委員会の承認を経て、定時総会に報告しなければならない。

１．　事業報告

２．　事業報告の附属明細書

３．　貸借対照表

４．　損益計算書（正味財産増減計算書）

５．　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　　第１項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 10 章　附　則

（本定款の施行）

第 39 条　この定款は、一般法人法に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。

（設立時役員の任期）

第 40 条　当法人の設立当初の役員の任期は、第 22 条第１項及び第２項にかかわらず、平成 22 年度定時総会の日までとする。

（設立時初年度の事業計画および収支予算）

第 41 条　当法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第37条第１項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

（最初の事業年度）

第 42 条　当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年３月３１日までとする。

（設立時の役員）

第 43 条　当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時代表理事	都築　融光
設立時理事	宮田　丈乃
設立時理事	相馬　宣正
設立時理事	桝居　祐三
設立時理事	萩原　敬三
設立時理事	石塚　達義
設立時理事	高木　睦子

設立時理事　　山本　　昇
設立時理事　　小磯　英次
設立時監事　　小川　　晃
設立時監事　　石野美保子

（設立時社員の氏名及び住所）

第 44 条　設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

1　住所　　神奈川県小田原市
　　氏名　　都築　融光
2　住所　　神奈川県横須賀市
　　氏名　　宮田　丈乃
3　住所　　神奈川県中郡二宮町
　　氏名　　相馬　宣正
4　住所　　神奈川県鎌倉市
　　氏名　　桝居　祐三
5　住所　　神奈川県伊勢原市
　　氏名　　萩原　敬三

（法令の準拠）

第 45 条　本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

本定款の施行に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

以上、一般社団法人神奈川県保育会設立のため、設立時社員 都築　融光、同　宮田　丈乃、同　相馬　宣正、同　桝居　祐三、同　萩原　敬三　の定款作成代理人行政書士永井　隆一は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成２１年１１月６日

設立時社員　都築　融光
　同　　宮田　丈乃
　同　　相馬　宣正
　同　　桝居　祐三
　同　　萩原　敬三

定款作成代理人
住所　　横浜市神奈川区
行政書士　　永井　隆一

この定款の変更は、令和２年５月１１日から施行する。

変更事項

第２条　主たる事務所の所在地を変更。